

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 職員給与規程施行細則

細則第3号

2017年7月22日制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）職員給与規程（規程第12号。以下、「給与規程」という。）第2章の規定に基づき、給与規程の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与表)

第2条 職員の給料表は、別表1に定めるとおりとする。

(初任給)

第3条 新たに職員となった者の初任給は、別表2に定めるとおりとする。

(級別職務標準表)

第4条 職員の各級における標準的な職務は別表3に定めるとおりとする。

(資格手当)

第5条 職員が、別表4に定める国家資格等を業務に活用する場合に、資格手当を支給する。

(業務手当)

第6条 職員が通常の業務に比して、別表5に定める業務を行う場合、業務手当を支払う。
2 本条に該当する業務を担当しなくなった場合は、本条に該当する業務手当の支給は行わない。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。
2 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2017年7月22日から施行し、2017年4月1日より適用する。
- 2 この規定は、2020年4月1日から改正施行する。
- 3 この規定は、2022年4月1日から改正施行する。

別表1 給与表（第2条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
1	140,100	190,200	219,700	290,000
2	141,200	192,000	221,600	292,200
3	142,400	193,800	223,200	294,400
4	143,500	195,600	224,800	296,600
5	144,600	197,200	226,400	298,800
6	145,700	199,000	228,000	301,000
7	146,800	200,800	229,500	303,200
8	147,900	202,600	231,100	305,400
9	149,000	204,300	232,600	307,600
10	150,400	206,100	234,300	309,800
11	151,700	207,900	235,800	312,000
12	153,000	209,700	237,400	314,200
13	154,300	211,100	238,900	316,400
14	155,800	212,900	240,400	318,600
15	157,300	214,600	242,000	320,800
16	158,900	216,400	243,500	323,000
17	160,200	218,100	245,000	325,200
18	161,700	219,800	246,500	327,400
19	163,200	221,400	247,900	329,600
20	164,700	223,000	249,300	331,800
21	166,100	224,500	250,800	334,000
22	168,800	226,200	252,600	336,200
23	171,400	227,800	254,300	338,400
24	174,000	229,400	265,100	340,600
25	176,700	230,800	257,800	342,800
26	178,400	232,300	259,600	345,000
27	180,100	233,800	261,400	347,200
28	181,800	235,100	263,100	349,400
29	183,300	236,400	265,100	351,600
30	185,100	237,600	267,000	353,800
31	186,900	238,700	268,800	356,000
32	188,600	239,900	270,700	358,200
33	190,200	241,200	272,400	360,400
34	191,700	242,500	274,300	362,600
35	193,200	243,700	276,200	364,800
36	194,700	245,000	278,000	367,000
37	196,000	246,000	279,700	369,200
38	197,300	247,400	281,600	371,400
39	198,600	248,900	283,400	373,600
40	199,900	250,400	285,300	375,800
41	201,200	241,800	287,000	378,000
42	202,500	253,200	288,700	380,200
43	203,800	254,600	290,500	382,400
44	205,100	256,000	292,300	384,600
45	206,300	257,200	294,000	386,800
46	207,600	258,500	295,700	389,000
47	208,900	259,900	297,400	391,200
48	210,200	261,300	299,000	393,400
49	211,300	262,600	300,700	395,600
50	212,400	263,700	302,400	397,800
51	213,400	265,500	304,000	400,000

52	214,500	266,300	305,700	402,200
53	215,600	267,400	306,900	404,400
54	216,600	268,500	308,400	406,600
55	217,500	269,800	309,900	408,800
56	218,500	271,100	311,500	411,000
57	219,200	272,200	313,100	413,200
58	220,100	273,200	314,700	415,400
59	221,000	274,300	316,300	417,600
60	221,900	275,400	317,800	419,800
61	222,600	276,600	319,300	422,000
62	223,600	277,600	320,500	424,200
63	224,500	278,500	321,700	426,400
64	225,400	279,500	322,900	428,600
65	226,100	280,300	323,600	430,800
66	227,000	281,200	324,500	
67	227,900	281,900	325,300	
68	229,000		326,100	
69			327,000	
70			327,400	
71			328,100	
72			328,900	

別表 2

(初任給基準表)

職種	学歴	級・号給	給料月額	備考
一般事務職	大学卒	1 級 1 7 号	160,200 円	
	短大・専門学校卒	1 級 1 3 号	154,300 円	
	高校卒	1 級 9 号	149,000 円	

初任給決定にかかる前歴換算（経験年数換算）

経歴の職務との関係	換算率	備考
業務・就労経験あり	25%	
業務・就労経験なし	換算なし	

別表 3

(級別職務標準表)

職務の級	職務の内容	
1 級	兵庫県社会福祉士会の事務局において従事する職員	
2 級	兵庫県社会福祉士会の主任	
3 級	兵庫県社会福祉士会の事務局次長	
4 級	兵庫県社会福祉士会の事務局長	

別表 4

(資格手当)

資格の名称	支給額	備考
社会福祉士	月額 5,000 円	1 資格のみ支給
精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、 税理士、簿記 2 級以上	月額 3,000 円	
その他会長が認めた資格	月額 3,000 円	

別表 5

(業務手当)

業務名	担当する業務	支給額
データ管理	本会のホームページ・SNS の管理、 広報委員会等や関係業者との連絡に係る業務	月額 10,000 円
会員管理	会員の入退会の事務手続きならびに、 会員情報の更新管理に係る業務	月額 10,000 円
ぱあとなあ運営管理	権利擁護事業全般の運営管理に係る業務	月額 10,000 円
労務管理	出退勤データの管理ならびに勤怠書類の管理、 給与計算ならびに社会保険・労働保険に係る業務	月額 30,000 円
受託事業管理	自治体等からの受託事業の企画調整・ 執行管理ならびに事業報告等の係る業務	月額 30,000 円